

お客さま 各位

2020年6月26日
株式会社ファミリーネット・ジャパン
(代理事業者：積水ハウス株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う積水ハウスオーナーでんき電気料金の特別措置について
(措置内容の一部変更)**

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気料金の支払期日の延長を適用しております。(2020年3月23日、4月27日および5月15日にお知らせ済み)

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。

なお、申請方法等については2020年5月15日のお知らせから変更ございません。

敬具

記

<特別措置の変更内容>

2020年3・4月の電気料金の支払期日を3ヵ月延長から4ヵ月延長へ変更。

2020年5月分の電気料金の支払期日を2ヵ月延長から3ヵ月延長へ変更。

2020年6月分の電気料金の支払期日を1ヵ月延長から2ヵ月延長へ変更。

2020年7月分の電気料金の支払期日を1ヵ月延長。

<特別措置の適用対象となるお客さま>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま(受けるための手続きをされているお客さまを含む)、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について、詳しくは下記の厚生労働省ホームページよりご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先
株式会社ファミリーネット・ジャパン
0120-769-677 (携帯電話・PHS 可)
9時~17時(土日祝日、12月27日~1月3日を除く)